

# 増補系『名目鈔』諸本に差された声点について

上野和昭

## 一、はじめに

有職故実の書として知られる『名目鈔』には、その伝本の一部に声点を差すものがある。これらは根上剛士氏によって第二群本と第三群本とに分類された。第二群本とは、「所収語に傍訓を付し、濁声点を漢字に施すもの」であり、第三群本とは「所収語に傍訓を付し、声点・濁声点を、字音の場合は漢字に、和訓の場合は傍訓に施すもの」とされる<sup>(1)</sup>。第二群本の声点は、その多くが中院通秀によって差されたものであるが、のちに甘露寺親長（蓮空）の加えたものなども含む<sup>(2)</sup>。第三群本の声点は「後水尾院御説」にもとづくと根上氏は言う。しかし、筆者には、すでに仁和寺門跡の尊海またはその周辺で差されはじめていたのではないかと思われる<sup>(3)</sup>。

『名目鈔』そのものは、六百項目ほどの朝廷関係の名目を掲げて読み方を示し、必要があればその意味、使用法などを注記したものと

であるが、のちに項目を増補したものがあらわれる。それをここでは「増補系」と呼ぶことにする。そして、それらにも声点の差されたものがあって、その声点の性格や系統については、あらためて検討する必要がある。

本稿は、増補系諸本に記された奥書・識語・増補内容を検討することによってその分類を試み、さらにそこに差された声点の淵源、系統を論じようとするものである。

## 二、増補系声点本に記された奥書・識語について

増補系諸本のうちで声点の差されたものを、ここでは八本取り上げて検討する。すなわち、A花山院本、B松井本、C浅草文庫本、D南葵文庫本、E宮嶋本、F蓬左文庫本、G徳川本、H不忍文庫本である。

これらに共通する奥書・識語は、①（姉小路）濟繼奥書、②立安

識語である。とくに花山院本、松井本、浅草文庫本は、版本に写本を合綴しているのであって、この部分は刷られているところにある。ただし、花山院本の版本は慶長のものであるから①②は載せるが、③(林)時元刊記はない。一方、松井本と浅草文庫本とは江戸前期に刊行された版本で、版本としては③を加えるかわりに①②の署名と日付(左記傍線部)を欠き、朱筆をもってこれを補っている。

①(姉小路) 濟継奥書

右一冊不慮ニ披見之間卒ニ写レ之東山左府實無公「自筆也件ノ本草本歟 或有二篇目ニ不レ載ニ其子細ハ或ハ翻ニ轉之所ニ鈎引スル之大略如レ本写レ之 少々又加ニ今案ニ重説書」損之處々漏モラレ止テ外見ラ可ニ練習シ「而已」于時明應九季秋望後一日 姉小路濟継卿也羽林藤判

②立安識語

右山科アケノ亜ハイ槐言繼以ニ自筆ノ本ヲ清濁朱点等一校了 立安「慶長元年仲冬廿七日 慶長第三林鐘念日

③(林) 時元刊記

洛陽今出川 林和泉掾時元板行

これらの奥書・識語が増補系声点本に共通するということは、それらが、版本をもとに増補されたことを物語るのであろう。

つぎにそれぞれの伝本の特徴を簡単に記しておく。

A花山院本(東京国立博物館蔵、〇一九・と・八七四九)

版本に写本を合綴して一冊となすもの。慶長の古版本の前に《名目抄目録》のほか「相」「綵」それぞれの文字についての注と《洞

院家系図》を記し、後ろに《續類聚》の抜書を一条冬経本から書写する。そのあとに《諱名訓抄》を載せ、さらに大炊御門経光本から「異位重行」以下五丁にわたる名目の解説を追記している。

古版本を用いているので、版本の奥書として姉小路濟継による明応九年の奥書に加えて、立安による、慶長元年と同三年の記載のある識語がある。そのあとに、「写本云」として菅和長による永正十五年(一五一八)の奥書(④)を、そして「大炊御門右府経光借用ノ本奥書云」として通秀識語(⑤)を転載する。さらに半丁をあけて永正十六年の尊海識語を引用する、花山院定誠の識語(⑥)がある。

増補部分はこれら奥書・識語のあとに続く。末尾には花山院持實の識語(⑦)が記され、さらに、後のものではあるが、前表紙裏に貼紙して左のような書付がある。

名目抄 花山院家御蔵本也」文恭院内大臣定誠公宝永元年薨六十五

奥書」権大納言持實卿享保十三年薨五十九 同

おそらく本書は花山院定誠以来、持實を経て花山院家に伝わったものであろう。

④(菅) 和長奥書

這一鈔東山左府公之作抄也以自筆之正本令書」写畢旨趣見序文矣但未全修之条有其恨乎文」書篇車馬篇等已胥欠矣以厥志之不終可」謂後生之無念也永正戊寅秋七月下候書」大府卿菅和長

⑤ (中院) 通秀識語

此抄東山左府實熙公作也以自筆之本誂彼禪「息勝南院法印守蒼写留之可秘藏者也」權大納言通秀

⑥ (花山院) 定誠識語

右洞院左府實繼公自筆筆草本也未再治之間「假名點畫等不審少々有之間注一紙遣遙院實隆公」了彼返状云

端作文章略之抑名目抄御不審所々愚存分」申候如此之物不及再治有謬之事先賢」常之習候不可守株事候千喜万悦重而」可申承候恐々敬白 正月十一日堯空

為後生注之于時永正十六年正月十三日書」仁和寺真光院雪窓了尊海」

右奥書者以後西院宸翰」官本校讐之時彼御」記之奥書令書写了」

元録元禄元年十二月十日 定(花押)

⑦ (花山院) 持實識語

右名目鈔元禄元年定誠公以 後西院勅筆」之本加再校給元禄

末年又一条前殿下冬経公」秘本加校合給今度以大炊御門前右府

経光公之本」委細令校合了」元禄十一年仲冬日 權大納言持

實

また花山院本は、版本の冒頭、首題「名目鈔」の下に「黄色点右府経光本之点也奥書権大納言通秀也蓋通秀訓カ」という書き入れがある。また「恒例諸公事篇」とある下にも「曲点通秀卿奥書ノ本ニアリ彼垂相ノ訓カ故曲点ノ訓ハ一本也下准之但二ツ曲ル点ハ本ノ訓

ヲ用ユルトコロナリ」とある。このような「曲点」および「二ツ曲ル点」は《恒例諸公事篇》と《同臨時篇》にだけ認められる。この点は、いわゆる「通秀点」のうちの一部である。

B 松井本(静嘉堂文庫蔵松井簡治旧蔵本、二〇七・一三・一・五〇九七)

同じく版本に写本を合綴して一冊となすもの。既述のように、古版本の奥書には「姉小路清繼羽林藤判」「立安」「慶長元年仲冬廿七日」

および「慶長第三林鐘念日」の文字が刷られているが、その後の通行版本にはこれらが無い。松井本には、このうちの「慶長第三林鐘念日」を除くすべてが朱書されている。

名目鈔の本文に続いて「弓場代」から「還宣旨」まで三五項目(花山院本の《續類聚》にあたる)、さらに《諱名訓抄》、そして尊海識語を引用する定誠識語(⑥)を載せ、そのあとに「写本云」として菅和長の奥書(④)を記す。末尾に貼紙して「新嘗祭小本老冊」と記し、「牛車」以下三九項目を列挙する。版本部分にも墨書の注記が多くある。また、声点には花山院本と異なるところが多い。

C 浅草文庫本(内閣文庫蔵、一四六・五四九)

右の松井本とほとんど同じであるが、末尾にある貼紙とそれ以下の項目はない。声点もわずかな例外を除いて松井本と同じである。

以上三本が、版本そのものに増補部分を書き加えて合綴したものである。つぎに、上記三本の版本部分も書写されている伝本を挙げる。

D南葵文庫本（東京大学総合図書館蔵、G二六四七五）

写本一冊。内題「名目鈔」の下に「速水房常校正」とある。房常校正版本書写して、そこにある濟継奥書(①)、立安識語(②)、および速水房常識語を記し、さらに《續類聚》《諱名訓抄》を加えて、その後に定誠識語(⑥)、そして和長奥書(④)を載せる。

書写したのは安永九年で、「平朝臣忠庸」の署名がある。もともと宮重清一が房常校正本文を書写して書き入れをしておいたものを、安永八年に「白蓮社主人沙彌空阿源義亮」が書写し、それをさらに忠庸が書写したものである。忠庸は藍筆をもって「宮重考」を区別し、朱筆は「一本校合」の結果を記した。朱筆に「義亮按」とあるところからすれば、これには空阿の説を加えているようである。声点の由来までは明らかでないが、松井本・浅草文庫本に似るところもあり、花山院本に近いところもあり、また独自の声を差すところもある。声点を欠くところ、声点の位置の不正確なところも混じっている。

なお同書にある空阿の識語は以下のようなものである。ここに「ことふみをえてかきくはへ」とあるのが、この書に声点の差された機縁か。

此名目抄。世におこなはる、事ひさし。我すめら「御国の。ふるふみ見る人は。をしかのつ、つかのまも。み□りを」はなちかたきふみにこそあなれ。されと烏焉のあやまち「あるをも、しきの宮こなる。速水房常さくら木にちりはめぬるを。我

ふるき友なる。宮重清一の。ことふみをえてかきくはへ。またはみつからかうかへたる事ともし」さいに見ゆ。今はその友かきも。いつしかよもつ國の人と」なりぬるに。此ふみなん何かしのもとに。ひめをきてあなる」をこひて見るに。うつせみのもぬけに残る筆のあと。いともあはれにもなつかしう。そのよこひしうおもふ」ものから。降つ、きぬる日毎の雨も。長月のはれやらねは。老のめにひとしほわかちかたけれど。ふてのこ、ろに」まかせてうつすものならし」安永八年己亥九月」東

陵□□候 白蓮社主人沙彌空阿源義亮（花押）

E宮嶋本（静嘉堂文庫蔵宮嶋順吉旧蔵本、一二九二九・一・七八五五）  
写本一冊。濟継奥書(①)と立安識語(②)を載せ、それぞれの署名などを朱で補う。そのあとに《續類聚》と《諱名訓抄》を収録し、尊海識語を引用した定誠識語(⑥)、また「写本云」として和長奥書(④)を併載するところなど、松井本・浅草文庫本によく似るが、それらにある版元・刊年の記載は、これを欠いている。末尾には「以前一卷令大炊頭敏文抄写之」という荷田在満の奥書があり、さらに「右一冊写之者也 藤原（花押）」という藤原某の奥書もある。声点は正確でない。差されるべき仮名が記されていないのに、朱点ばかりが残るようなところもある。

F蓬左文庫本（同文庫蔵、四・一一四）

写本一冊。声点は花山院本や松井本・浅草文庫本いずれとも異なる部分がある。項目の順序は版本のそれを改変するところがあり、

また《諸公事言説篇》に錯簡もある。また《雑物篇》のあとに、本来末尾にあるべき《喪服篇》の十一項目（「除服」）「御前僧」、さらに「車ノ具篇 文書篇」（兩篇有名不載子細 他本可見合也）を記し、その前に「喪服

兩篇此間ニ入」とする。そこに入るべき《衣服篇》全部と《喪服篇》の前半部は、「車ノ具篇……」の後に記される。さらに版本にはある「愚老注」がなく、反対に版本にはなく尊海識語本にある「私云此仮名誤歟」の書き入れが「勅勘」の項目にあるから、同じ増補系声点本ではあっても、花山院本や松井本などは成立を異にするものかもしれない。

奥書は明応九年の濟繼奥書①が記載されるばかりで、版本にある立安識語②も「自筆本清濁朱点等一校了」と不完全に記されているのみである。

その後《諱名訓抄》を載せ、つづいて「弓場代」にはじまる《續類聚》を載せるが、「還宣旨」で終わらずに多くの項目が続き、はじめの「弓場代」の前にも「式宮」「西北」二項目がある。末尾には「位記例文之詞 菅和長卿點」として五項目ほどが記載されている。

G 徳川本（東京国立博物館蔵徳川宗敬寄贈本、〇一九・と・八七六五）写本一冊。第一丁表に「長沼藩遠藤氏圖書記」の蔵書印があり、末尾に朱書して「明治元霜月於東京求之此書者慶長前之古寫本ト見得必可爲大切者也 源（花押）云 〇墨附三十」とある。

前表紙裏に貼付された紙片には、「禁中名目抄一冊 東城坊城中

納言盛長卿正筆 菅家之蔵本に見へ一段證書に候 長胤云古筆究」と極書がある。ただし左の諸点から蓬左文庫本のような写本をさらに書写したものであることは確かである。

〈一〉蓬左文庫本に見える錯簡をそのまま書写していること（ただし蓬左文庫本の錯簡は綴じちがいに基づくものであるが、徳川本は一丁あたりの行話を変えて書写したために綴じちがいであることが分かっていく）

〈二〉《雑物篇》のあとに《喪服篇》の後半を記載して「喪服兩篇此間ニ入」と記し、そのあとに《衣服篇》と《喪服篇》の前半を記載すること（蓬左文庫本に同じ）

〈三〉版本にある立安識語が蓬左文庫本においては不完全であり、徳川本においては脱落して付箋が後補されていること

〈四〉増補が《諱名訓抄》《續類聚》の順序であること、またそれらに増補のあること（蓬左文庫本に同じ）

〈五〉末尾に「位記例文之詞 菅和長卿點」のあること（蓬左文庫本に同じ）

徳川本は、その後速水房常の校正版本と校合して房常の識語を挿入し、あわせて「大刀契」にはじまる十項目余を加えているが、それが《諱名訓抄》の間に綴じ込まれていることから、後に加えられたものであることは明らかである。これらの筆跡も先の立安識語の付箋と同じく、その付箋には、立安識語②、時元刊記③のあとに「右一本ヲ以テ校了（以下諱名訓抄ナシ）尚左ノ奥書及圖ヲ

添へたり」と記されている。

また同書には、多くの付箋注と朱の書き入れがあつて考証の跡が著しい。なかに「房常考」「鶴翁説」などの記載もある。声点は、どの時点でいずれの声点本から移声されたか明らかでないが、移声に際してその意味がよく理解されていなかったと見えて、不正確であること甚だしい。ただし、およその傾向は蓬左文庫本に似るように見える。

日不忍文庫本（宮内庁書陵部蔵、八九二・一・一七五二四四）

写本一冊。「阿波国文庫」「不忍文庫」などの印記を持つ。声点は一部にしかなく、それもまとまって数箇所、それぞれ半丁または一丁ずつ差されており、ほかは通秀点が散見する程度である。まとまって声点のある箇所は、以下のとおり。声点は多く松井本・浅草文庫本に似る。

（一）《恒例諸公事篇》の末尾「施米」から「道饗祭」までの二

四項目と《同臨時篇》の冒頭の二項目「讓位」「受禪」

（二）《院中篇》の後半「下北面」から「北面始」までの一六項

目と《雜物篇》の冒頭「御椅子」から「壁代」までの六項目

（三）《衣服篇》の中ほど「蒔繪螺鈿太刀」から「檮縵平緒」ま

での一三項目

（四）《喪服篇》末尾「除服」から「御前僧」までの一二項目（半

丁分）

もともとの名目鈔の本文に付して、ただちに花山院本の《續類聚》

に当たる項目を、さらに《諱名訓抄》を続けるが、それらに題名を付さない。《諱名訓抄》の末尾から二行あけて「車、具、篇、文書、兩篇有名不載子細  
他本可見合也」と記すのは、ほかに見ない位置である。そのあとに濟継奥書（①）、立安識語（②）を載せ、それぞれに「姉小路濟継卿羽林藤判」「慶長元仲冬廿七日 立安」を朱書する。さらに和長奥書（④）、定誠識語（⑥）を記載する。これらの筆跡を追ってみるに、そこまでで一応のまとまりをなすと思われる。

そのあとに丁をあらためて《續名目抄》として人名、姓などの読み方を記す。その末尾には「中院也足軒自稱名院相傳之名目也」とある。さらに《名目抄拾遺》を載せるが、これは花山院本の《續類聚》と同じである。つづいて《諱名訓抄》を載せ、その直後に再び定誠識語（⑥）を記す。ただし署名と花押は記されていない。これをもつてみれば、《續名目抄》《名目抄拾遺》《諱名訓抄》全五丁が一まとまりのもので、のちに合わせて綴じられたものと推定される。

不忍文庫本には、これに続けて「名目抄之内 在満愚考」と題された注釈が合綴されている。奥書、識語などはない。本書は、もつと三種の、それぞれにまとまりのある文献の一つに綴じ合わせたものであり、「阿波国文庫」の印がそれぞれの首尾に押されている。

### 三、増補本の成立とその系統

以上が、本稿で検討の対象とする増補系声点本である。これらに記された奥書・識語ならびに主な増補内容を一覧にすれば表一のよ

うになる。  
○印は、当該の奥書・識語のあることをあらわす。数字は、増補部分と奥書・識語の、それぞれの文献における掲載順序を、必要に応じて示したものである。+は増補のあること、△は不完全な記載のされていることを示す。G徳川本とH不忍文庫本は、増補内容に

表一 増補系声点本の奥書・識語と増補内容

	H 不忍文庫本		G 徳川本		F 蓬左文庫本	E 宮嶋本	D 南葵文庫本	C 浅草文庫本	B 松井本	A 花山院本	
	d	c	b	a							
		○3	○		○	○	○	○	○	○	① 濟継 奥書
		○4	○		△	○	○	○	○	○	② 立安 識語
			○				○	○	○		③ 時元 刊記
		○5				○4	○4	○4	○4	○	④ 和長 奥書
						云 写本		云 写本	云 写本	○	⑤ 通秀 識語
	○4	○6				○3	○3	○3	○3	○	⑥ 定誠 識語
	1 續名目鈔 2 名目抄拾遺 (續類聚) 3 諱名訓抄	1 續類聚 2 諱名訓抄	1 速水房常識語 大刀契 <sub>以下</sub> 2 諱名訓抄+ 續類聚+ 位記例文之詞	1 諱名訓抄+ 續類聚+ 位記例文之詞	1 諱名訓抄+ 續類聚+ 在満奥書 藤原某奥書	1 續類聚 2 諱名訓抄	1 速水房常識語 續類聚 諱名訓抄 空阿奥書	1 續類聚 2 諱名訓抄	1 續類聚 2 諱名訓抄 ほか	1 名目抄目録 洞院家系図など ⑦花山院持實識語 2 續類聚※冬経本 諱名訓抄 異位重行 <sub>以下</sub> ※経光本	その他

二系統のものがあるので、左右二列に記してある。

さて、これによれば、増補系声点本には済継奥書(①)の必ずあることが明らかである。ただ一つ日不忍文庫本に合綴されたd《續名目鈔》以下は、これだけで一冊にされる場合もあり、《名目抄拾遺(續類聚)》《諱名訓抄》がもともとの増補本から切り離されて《續名目鈔》と合綴される際に、定誠識語だけが一緒に書写されたもの<sup>(4)</sup>と思われる。

また、これら諸本の多くに定誠識語(⑥)が記載されていることにも注意される。この識語を掲載しないのはF蓬左文庫本とG徳川本aだけである。これら二本の違いは、増補内容を含めてみても、ただ立安識語(②)の有無でしかなく、ともにほかの増補系声点本にない《諱名訓抄》《續類聚》の増補(順序も逆転している)と《位記例文之詞》とが記載されていることから関係の深さが知られる。

しかし、済継奥書をもつのは、A花山院本、B松井本、C浅草文庫本がそうであるように、もともとは版本の特徴といえる。本来は写本としても伝わったはずであるから、そのさらなる写本と考えることも可能ではあるが、伝本の多くは、むしろ版本をさらに写したものである<sup>(5)</sup>。そのことは、やはり多くの伝本に立安識語が記載されていることからも明らかである<sup>(6)</sup>。

また、増補系声点本の内容をみても、増補のもとになった版本が、慶長の古版本であれ、江戸前期の通行版本であれ、また速水房常校正版本であれ、増補部分は《續類聚》《諱名訓抄》であって、その

順序もこのとおりに記載されている。したがって、増補系声点本の原初形態をひとまずは済継奥書(①)と立安識語(②)をもつ版本に、定誠識語(⑥)を書き加えたすがたであったとみるのは、きわめて妥当な推定であろう。そこに和長奥書(④)をもつ本などから《續類聚》《諱名訓抄》を補ったのではなからうか。版本に三種あるのは不審かもしれないが、書写に際してのちの版本を選択したというだけであるから、もともとは慶長版本を用いた花山院本が本来のすがたに近いものと思われる。

さて、これら諸本の増補部分をみると、次のように分類できる。

〈一〉《續類聚》「弓場代」↪「還宣旨」計三五項目(花山院本ほか)、さらに「式筥」「西北」など五〇項目余を加えるもの(蓬左文庫本・徳川本)もある。

〈二〉《諱名訓抄》「親王」(七名)、「大臣」(二六名)、「納言以下」(六六名)計八八項目(花山院本ほか)、さらに「帝王」一五名を先頭に加えるもの(蓬左文庫本・徳川本)もある。

〈三〉「異位重行」↪「人宋の御屏風」「上表札」↪「直廬」さらに「踏歌事」まで、計六五項目(花山院本のみ)

〈四〉「牛車」↪「仁壽殿」計三九項目(松井本のみ)

〈五〉「大刀契」↪「通障子」計一五項目(徳川本のみ)

〈六〉《位記例文之詞》菅和長卿點 計七項目(蓬左文庫本・徳川本)

A花山院本は、花山院持實の識語(⑦)によれば、父定誠が元禄

元年に古版本（慶長版本）を「後西院直筆之本」（定誠識語には「後西院宸翰官本」とある）をもって再校したもので、のちに一条冬経所持の「秘本」をもって校合を加え、その後元禄十一年に持實が大炊御門経光の所持本と校合したという。したがって増補部分のうち、朱筆で「経光公本<sup>ヲ</sup>以テ書<sup>キ</sup>加<sup>フ</sup>」と記された（三）の部分は、持實またはその周辺で書き加えたものとみられ、ほかの諸本に継承されなかったのも当然である。（一）の花山院本には朱筆で「續類聚<sup>ヲ</sup>抜書<sup>キ</sup>加<sup>フ</sup>終<sup>ニ</sup>冬経公<sup>ニ</sup>所<sup>レ</sup>備用也」とある。この朱筆も持實の筆であるが、『續類聚』が諸本に記載されているところをみると、伝写される以前に備わっていたとみるのが穏当である。（二）『諱名訓抄』も同様であるが、これがいつの段階で加わったかは明らかでない。花山院本では『續類聚』と筆跡も異なり、あるいは先にあつたものかも知れず、綴じなおされた際に位置が変わった可能性もなしとしない。

ところで、花山院本の筆跡を追うと、冒頭の《名目抄目録》《洞院家系図》の筆跡と版本部分につづく和長奥書（④）・通秀識語（⑤）の筆跡が同じであることに気づく。これは定誠とも持實とも手の異なるものであるが、慶長版本をはさむように、その前後に綴じられたと考えられる。《洞院家系図》につづく版本第一丁の首題の上欄外には、朱筆で「一本入<sup>ル</sup>奥書之末<sup>ニ</sup>但姉小路濟繼卿奥書之末<sup>ニ</sup>入<sup>ル</sup>也」とあるが、これは持實の筆とみてよいものである。この書き込みは、目録と系図ならびに和長奥書と通秀識語とを、版本をはさむ

形で綴じたのが持實であることを示唆する。そのような綴じ方をされたために、定誠識語（⑥）は本来、和長奥書の前に位置するはずのところを、順番が逆転したのである。通秀識語の位置も、もともと定誠識語の前に置かれるべきものではなかった。花山院本にだけ見える通秀識語には、持實の筆で「大炊御門右府経光借用ノ本奥書云」とあるから、経光本と校合したときに書き入れたことは明らかで、「写本云」として記される和長奥書も、持實によってこの位置に補入されたものである。

しかし、この菅和長の奥書（④）は、F蓬左文庫本などを除けば諸本共通にもつものであつて、増補系の原初形態に組み込まれていた可能性が高い。これを持實識語とあわせて考えるならば、「冬経公秘本」が菅家本系統のもので、そこから転載された可能性が高い。これを要するに、慶長版本に後西院宸翰本（定誠識語⑥）から声点<sup>(8)</sup>をつづいて『諱名訓抄』（和長奥書④）を、さらに冬経本から『續類聚』を補ったものが増補系諸本の原初形態であつたと考えられるのである。

B松井本とC浅草文庫本は、通行版本（江戸前期）に増補したもので、A花山院本の定誠識語までのところを受け継いでいる。このほかの諸本も、持實による経光本との校合・増補よりも以前のすがたを、少なくとも声点以外の部分については反映しているものとみてよいであろう。

F蓬左文庫本の増補部分は、まず『諱名訓抄』を載せるが、「親王」

の前に「帝王」(一五名)を置く。つづいて「式宮」「西北」を前に付けて「弓場代」以下の項目を記し、末尾は「還宣旨」のあとに五六項目を続け、さらに《位記例文之詞 菅和長卿點》を添える。またG徳川本aの本文は、蓬左文庫本に準じること、すでに述べたとおりである。

H不忍文庫本もまた二つの系統の本を合綴したものであって、B松井本ほかに似る増補本のあとに、d《續名目鈔》《名目抄拾遺》(續類聚と同じ)《諱名訓抄》を合綴する。

以上が、奥書・識語ならびに増補部分から検討した諸本の分類である。まずA花山院本と、その定誠校合部分を継承したB松井本・C浅草文庫本・D南葵文庫本・E宮嶋本・H不忍文庫本cに分けられる。これとは別にF蓬左文庫本とG徳川本aがある、とみてよいであろう。

### 三、増補系諸本に差された声点の系統

さて次に増補系声点本に差された声点の系統について検討する。

これについて検討するとき、E宮嶋本とG徳川本aとは声点の位置が「ツボをはずす」ことも多く、その意味では価値の低いものである。また、H不忍文庫本cは差声された箇所が少ないこと、すでに述べたとおりであるが、そのかぎりでは比較すれば差声はB松井本(またはC浅草文庫本)によく似る。さらにD南葵文庫本とF蓬左

文庫本に差された声点も不正確の感みがあるうえ、欠落した項目も多い。

以上のようなことから、ここではさしあたりA花山院本とB松井本(またはC浅草文庫本)との差声を、陽明文庫蔵の寛文十年別本(近二三〇・二二)のそれと比較する。

陽明文庫には「後水尾院御説」を近衛基熙の記録した声点本が四冊保存されている。基熙はまず(一)寛文七年、通行版本に法皇御説を転写し(寛文七年本、近二三〇・二三)、その後、「通秀公自筆本」を見た院が違同に気づいたので、(二)寛文十年、申し出てこれを記録している。このときは、法皇御本をあらためて書写したうえで通秀点を移声した模様で、よく知られる『陽明叢書』所収の「乙本」すなわち寛文十年本(近二三〇・二二)のほかに、同一本(二三〇・一九)と同別本の三種がある。これらは通秀識語を共通して載せるが、乙本と別本には左の基熙識語も掲載されている。

右一冊以 法皇御本写之以朱分四声 是則 法皇御音訓也其後  
經一兩年 或者以通秀公自筆本具 睿覽 所々有違同則申出御  
本令校合一以紫色分其説同説者暫閣之誠 無比類正本也尤可秘  
藏矣 寛文第十臘天日 内大臣(花押)

ところが、これら四本の間で差声の様子を比較してみると、寛文七年本と同十年本の間で少しく「後水尾院御説」に違いがあり、寛文十年一本所載のものは寛文十年本(乙本)に近く、別本所載のものは寛文七年本に近いことが判明する。

そこでもいま花山院本の差声（「後西院宸翰官本」にもとづく）と推定される（をこれらと比較する。たとえば《臨時篇》七の「御書始」の項、また《衣服篇》六六の「金魚帯」の項において、そこに差された後水尾院御説との関係を見ると、いずれの場合も寛文十年別本と花山院本が一致していることに気づく。

〈一〉御書始〈去濁上〇〉ゴシヨハジメ〈〇〇〇上平濁平〉

寛文七年本、同十年別本、花山院本

〈二〉御書始〈去濁上〇〉ゴシヨハジメ〈〇〇〇上上濁平〉

寛文十年本（乙本）、同一本

〈三〉金魚帯〈〇上濁平〉キンノキヨタイ〈上上平〇〇〇〇〉

の差声一致するもの

四五七項目

測することにした。

表二によって版本に掲載された全十篇五九八項目について、相互に差声と比較すると、左のような結果が得られる。

〈一〉寛文十年別本と花山院本・松井本（または浅草文庫本）

表二 寛文十年別本と花山院本・松井本（または浅草文庫本）の差声

項目数	寛文十年別本と花山院本との差声		寛文十年別本と松井本との差声		寛文十年別本と花山院本の差声		寛文十年別本と松井本の差声		計		
	恒例諸公事篇	臨時篇	私儀篇	諸公事言説篇	禁中所々名篇	人躰篇	院中篇	雑物篇			
六二	〇	〇	一〇	一八六	四一	六〇	二八	五四	九七	二三	五九八
三七	〇	〇	一〇	一八六	四一	六〇	二八	五四	九七	二三	五九八
一〇	〇	〇	一〇	一八六	四一	六〇	二八	五四	九七	二三	五九八
一八六	〇	〇	一〇	一八六	四一	六〇	二八	五四	九七	二三	五九八
四一	〇	〇	一〇	一八六	四一	六〇	二八	五四	九七	二三	五九八
六〇	〇	〇	一〇	一八六	四一	六〇	二八	五四	九七	二三	五九八
二八	〇	〇	一〇	一八六	四一	六〇	二八	五四	九七	二三	五九八
五四	〇	〇	一〇	一八六	四一	六〇	二八	五四	九七	二三	五九八
九七	〇	〇	一〇	一八六	四一	六〇	二八	五四	九七	二三	五九八
二三	〇	〇	一〇	一八六	四一	六〇	二八	五四	九七	二三	五九八
五九八	〇	〇	一〇	一八六	四一	六〇	二八	五四	九七	二三	五九八

〔二〕寛文十年別本と花山院本の差声が一致し、松井本（または浅草文庫本）が異なるもの 一二四項目

〔三〕寛文十年別本が異なり、花山院本・松井本（または浅草文庫本）の差声が一致するもの 一三項目

〔四〕寛文十年別本・花山院本・松井本（または浅草文庫本）の差声がそれぞれ異なるもの 四項目

このことから、寛文十年別本と花山院本の差声が一致する項目は、全五九八項目中の五八一項目にのぼり、じつに九七・二％の高率であることが分かる。

このことはなにを意味しているのだろうか。そもそも花山院本は、古版本に「後西院宸翰官本」から声点を移した可能性のきわめて高いものである。そうであれば、後西院はいわゆる「後水尾院御説」を載せた伝本を書写したのであろうか。おそらく、それは正しいであろう。差声が九七パーセント一致するということは、一見してそのことを支持するように見える。

しかし、この「後西院宸翰官本」に尊海識語が記載されていたことを忘れてはならない。寛文七年本にも、また同十年にも、尊海識語は掲載されていないのである。もし後西院が尊海識語のある本に「後水尾院御説」を書き入れたというなら、そのことがどこかに記されていて当然であろう。御水尾院は後西院にとっては父であるから、これを記さないのは腑に落ちないところである。しかし、ここはむしろ尊海識語をもつ本にすでに声点が差されており、それを後

水尾院も吟味し、また後西院も書写したのではないかと考えた方が自然である。したがって、花山院本（後西院宸翰官本）の声点が、寛文十年本よりも同七年本という初期の御水尾院御本に近いのは、そこに後水尾院の手が入っていないからであろう。

花山院本に対して、松井本（または浅草文庫本）は五九八項目中の一二八項目において、その差声を異にする。この両者の一致率は七八・六％である。増補系諸本は、その多くが花山院定誠の識語を載せるが、そこに記された「後西院宸翰官本」に増補項目はなかったと思われる。

松井本（または浅草文庫本）に差された声点は、いま述べたように花山院本と同じではない。むしろ異なるところが目立つというべきであろう。たとえば次のような例に、その違いが顕著であるが、反映するアクセントそのものについての検討は別の機会に譲る。

〔一〕政始 マツリゴトハジメ（上上上上濁上上平濁平）

花山院本 恒例諸公事篇一六  
（上上上上濁上上平濁平）

〔二〕即位（上平）シヨクキ 松井本・浅草本・群書類従本  
（上上）シヨクキ 花山院本 同臨時篇 四

ところで松井本・浅草本と同系の声点を付しているのが群書類従本（四百六十八巻、早稲田大学中央図書館蔵、イ四・一一九五・五八九）である。もちろん群書類従本には声点の欠落したところも多

く、これらを短絡するのは慎重でなければならないが、右のような例が多くみられることはなんらかの関係を考えなければならぬであろう。

同書は雑部二十三に「禁腋秘抄」とともに収められた版本で、声点も多く刷り込まれている。いま、刷りのよくないところは、京都大学附属図書館蔵本（室直助旧蔵本、一七キ二三）などと照合したが、そうしてみても、その声点が松井本などと近い関係にあることは動かない。

群書類従本には、済継奥書（①）と、「弘文院本奥書」として立安識語（②）、それに定誠識語（⑥）とが載せられており、さらに「右名目抄以古写二本校正了」とある。増補項目は掲載されていないが、増補本から抜き出したものと推定する。

一方『朝事片玉』所収本（国立国会図書館蔵、わ二一〇・三二一・二）は、全六冊のうちの第二冊に掲載されたものである（全二十丁）。そこには朱声点がある。末尾に済継奥書と立安識語とが転載されており、通行版本とほとんど同じである。ただし通秀点の記載はない。声点は花山院本にほとんど同じである。

慶長版本と同じ奥書・識語をもつ写本で細かく声点を差す伝本は、いまのところ増補系声点本以外には考えられないが、ここに定誠識語がないのは、あるいは蓬左文庫本などとの関係も考慮しなければならぬのかもしれない。

#### 四、おわりに

増補系『名目鈔』の声点本八種を奥書・識語・増補内容について比較し、さらにそこにみえる差声の様相を検討したところ、以下のことがわかった。

一、済継奥書と立安識語の有無などから、蓬左文庫本と徳川本が増補の系統として一類をなす。

二、同じく通秀識語の有無などから、花山院本と、松井本・浅草文庫本の一類とに分けることができる。

三、差声の様相からは、花山院本と、松井本・浅草文庫本は別系統である。不忍文庫本は差声箇所が少ないが、松井本などの一類に属する。

四、南葵文庫本・蓬左文庫本の差声には不正確なところもあって、その系統を明確にできないが、さらに別の系統かもしれない。

五、宮嶋本・徳川本は、差声されてはいるものの、声点本としての価値はきわめて低い。

六、花山院本の声点は、陽明文庫蔵の寛文十年別本（寛文七年本）にほとんど同じである。

七、花山院本の声点は「後西院宸翰官本」から移声したものである可能性が高い。

八、「後西院宸翰官本」に基瀬識語は記載されておらず、尊海識語

のみがあつた（定誠識語）のであるから、これまで「後水尾院御説」とされてきた声点は、尊海識語を載せる声点本にすでに差されてきた、ということになる。

九、群書類従本の本文は、増補本から抜き出されたと推定され、声点は松井本などに差されたものに近い。一方、『朝事片玉』所収本も増補本にもとづくものと思われるが、声点は花山院本（すなわち寛文十年別本）にきわめて近い。

## 注

- (1) 根上剛士（一九七六）「名目抄声点本考」『国語学』一〇四
- (2) 上野和昭（二〇一三）「名目抄」所載の通秀点について『アクセント 史料研究会 論集』IX
- (3) 上野和昭（二〇一四）「名目抄」に差された声点の系譜について『国語と国文学』九一・二
- (4) 龍谷大学図書館蔵『續名目抄』写本一冊（五二八・六・八九・一）や静嘉堂文庫蔵『續名目抄』写本一冊（二〇七二五・一・五〇九・八）などは、『續名目抄』《名目抄拾遺（續類聚）》《諱名訓抄》をこの順に記載し、末尾に定誠識語を載せたものである。松井本や浅草文庫本のような順序の増補本からならば、定誠識語を一緒に抜き出したとしても不思議ではない。
- なお早稲田大学中央図書館蔵「名目抄」（イ四・二四七八・四四）は、『諱名訓抄』《續類聚》に《位記例文之詞》を書き加えたもので、蓬左文庫本または徳川本のような増補本から抜き出したものである。もちろん定誠識語などは記載されていない。
- (5) 濟継奥書のみを載せる写本としては、先ごろ（二〇一四年六月十三日、十四日）開催された「新興古書大即売展」に浅倉屋書店から出展された写

本がある。書肆のご厚意により、短時間ではあつたが該書の閲覧を許された。そのときの記憶では、同書に声点はなかった。

(6) G 徳川本 a に立安識語のないことが気にかかるが、その元のかたちと思われるF 蓬左文庫本には不完全ながらもこれをとどめている。増補系諸本は版本を原初形態のうちに含んでいたと思われる。

(7) 持實識語には「元禄十一季仲冬日」に記された旨の記載があるが、この識語には「元禄末年又以一条前殿下冬経公秘本加校合給」とも記されている。もちろん定誠が校合したというのである。しかし、「元禄末年」という記し方は、いまだ元禄十一年の段階で書けるものであろうか。元禄は十七年まで続くのであり、十一年の段階で「末年」を言うのは穏当でない。あるいは花山院定誠が元禄五年に出家したあとのことをいうかとも思われるが、それにしても不審である。ちなみに定誠の没年は宝永元年である。

(8) このことについては、すでに根上剛士氏が「後西院本には後水尾上皇御説による声点があり、元禄元年に定基が「校讐之時」に移したものであるうか。確証はない」（一九七六、五二頁）という見通しを述べておられる。ここに「定基」とあるのは「定誠」とすべきであるが、後西院宸翰本にあった声点を花山院定誠が慶長版本に移声したというのは動かないところである。

(9) 『陽明叢書』国書篇 第十四輯「中世国語資料」思文閣出版（一九七六）

## 付記

本稿は、二〇一四年度特定課題研究助成費（基礎助成）「名目抄」に差された声点の系統についての研究」による研究成果の一部である。